

高等学校における問題行動への対応について

広島県教育委員会

第1 広島県の問題行動に係る対応の問題点

- 1 広島県では、生徒が起こした問題行動で懲戒に相当する事案において、ほとんどの場合、正式な処分によることなく、停学については家庭反省、退学については自主退学等といった措置がとられる傾向があった。
- 2 しかし、懲戒と措置の区分はあいまいであり、特に、特別な指導や自主退学勧告等は、どのような考え方で行うべきか、これらをどのような手順と内容で行うべきか、については、県教育委員会としてこれまで、整理が不十分な面もあった。このようなことから、各学校では、直観的・感覚的な判断をせざるを得ない場合が少なからずあった。
- 3 また、中途退学には、問題行動とは別に、単位不認定や出席日数不足からなる原級留置を背景にしているものなど進級や卒業に係る問題から発生する事案が少なからずある。問題行動、卒業進級に係る問題のいずれに起因するとしても、中途退学に係る対応は、学校が生徒をどのように指導していくかという姿勢、つまり、各学校の学校経営の基本(教育理念)の現れである。
- 4 県教育委員会としては、この度、特別な指導や自主退学勧告等の問題について不適切な対応を未然に防止するため、ひとつのモデルを示す。

第2 特別な指導(家庭反省指導・学校反省指導)について

1 家庭反省指導等特別な指導と懲戒による停学の違い

現在、広島県立高校では、問題行動を起こした生徒に対して、家庭反省指導として保護者の理解を得て一定期間、家庭において反省させる指導が行われている場合がある。

また、同じく保護者の理解を得て学校において欠席扱いとして別室において反省させる指導も行われている。

この指導は、学校の説明不足などから「保護者の理解を得て」の部分曖昧になり、生徒・保護者にとってこれらの措置が強制と受け取られ、事実上の停学となっている場合がある。

特に、家庭反省指導は、本来、「当該生徒が保護者とじっくり話し合い、生活を振り返るための時間」を設けるなどの理由で行われる指導であり、保護者の理解を得た上で実施することができる。保護者の理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する。

また、家庭反省でも懲戒でもなく、指導を行わず自宅に居させるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置を命ずることはできない。

一方、停学は、学校教育法施行規則第26条・広島県立高等学校学則第29条で規定されているとおり、校長が行うもので、生徒にとって期間中教育を受けられなくなる懲戒処分である。この処分を検討する場合は、家庭反省指導や学校反省指導などの特別な指導と明確に分けて考える必要がある。



2 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）の生徒指導要録上の取扱い

昭和47年5月福島地裁の判例によると「家庭謹慎は、実質的には停学と異ならない。」とある。このことから各校で行われている「保護者の理解が得られていない状況で家庭で反省させる指導（説明不足で生徒・保護者が家庭に留め置くことを強制されていると思いきこんでいる場合も含む）」も、懲戒による停学と異ならないと考えられる。

また、懲戒による停学の生徒指導要録における出欠の扱いについては、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、出席すべき日数から除くことになっている。このため、保護者の理解の得られない家庭反省指導について、生徒指導要録上は、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、出席すべき日数から除く扱いをすると解される。しかしながら、この度、前述1のとおり、家庭反省指導は保護者の理解を得て実施するよう整理したので、家庭反省指導の場合は、生徒指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」ではなく、欠席の扱いとなる。

また、学校内の別室で反省させる指導の場合は、実態として、登校している事実があり、「出席扱いとする」ことになる。

3 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）に係る基本的な考え方

特別な指導のうち、家庭反省指導は、保護者の理解を得た上で実施する。理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する。

問題行動を起こした生徒への指導方針等を検討する必要がある場合、保護者の理解を得て若干の日数に限り家庭に留め置く措置を行うことができる。検討の結果、家庭反省指導をすることになった場合には、家庭に留め置いた日数は指導の期間に含める。

- (1) 学校は、教育の場であることを重視し、教育的配慮のもとに指導すること。
- (2) 特別な指導は、生徒の卒業や進級に繋がる指導であることが必要で、特別な指導を実施することそのもので原級留置になったり、中途退学になったりしないこと。
- (3) 教職員と生徒の人間関係を重視し、生徒自身が在り方生き方を考えることのできる指導・援助とすること。
- (4) 学校教育法施行規則第26条・広島県立高等学校学則第29条の懲戒停学と明確に区別して行うこと。

4 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）を実施するための留意点

- (1) 反省指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明しておくこと。
- (2) 問題行動を詳細に把握した上、事実をもとに相応の指導方針を決定し実施すること。
- (3) 反省指導の実施に当たっては、事実関係と指導の内容を十分説明し、弁明の機会を与え、弁明されたことについては検討を行うなど、生徒及び保護者の理解を得ること。
- (4) 反省指導を受ける生徒及び保護者に、反省指導の意義、方法、日程、心得、準備物等について文書で示し、説明すること。
- (5) 基本的な生活規律や学習の基礎基本を徹底でき、生徒自身でどうすればよいか考え、実行し、継続できる内容を盛り込むこと。
- (6) 反省期間中に行われる試験や進級にかかわる行事などについては、出席させるなどできるだけ配慮をすること。
- (7) 問題行動の事実、生徒及び保護者への対応、指導経過等をすべて記録すること。
- (8) 指導経過等は、個別の生徒ごとにまとめて保存し、事後の指導等に生かすこと。

5 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）の手順・対応モデル

特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）は、生徒に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に生かすための指導・援助となる必要がある。

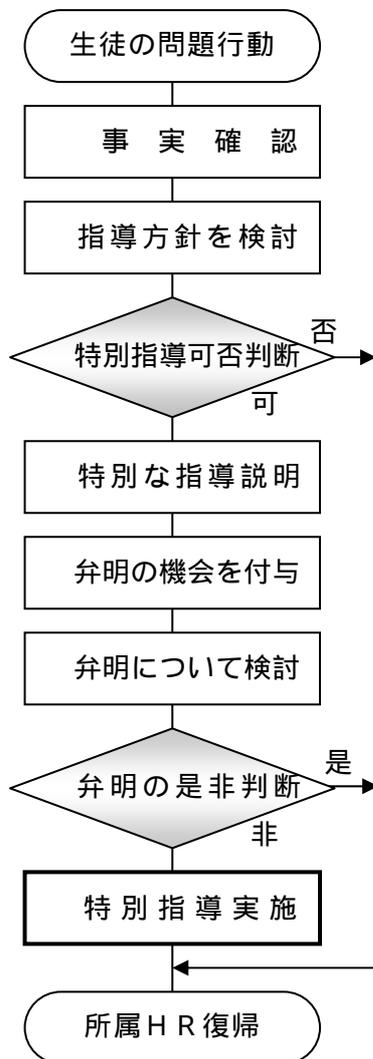


図 1

特別な指導を進めるための留意点（表 1）

番号	留意点
	<ul style="list-style-type: none"> a 事情は個別に聞くが、できるだけ複数の教員で行うこと。 b すべての事情に矛盾のないように細部まで確認すること。 c 関係者・機関からの情報があれば参考にする事。 d 事実については、当該生徒自身に自書させること。 e 事情の供述を強要したり、体罰等を行わないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> a 事実に基づいた検討をすること。 b これまでの指導経過を明らかにし、生徒個々に検討すること。検討する内容（非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性） c あらかじめ定められた明確な基準に基づいて検討すること。 d 指導方針を検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
	<ul style="list-style-type: none"> a 指導方針の検討を参考に、校長が、指導方法（特別指導の可否、方法）を判断すること。 b 公平で公正な判断を行うこと。 c 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。 d 指導方法の判断は、全職員に周知しておくこと。
	<ul style="list-style-type: none"> a 特別な指導の実施方法について具体的に説明すること。 b 保護者の意向を十分聞き、理解を得た指導方法とすること。 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。
	<ul style="list-style-type: none"> a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
	<ul style="list-style-type: none"> a 弁明についての検討を参考に、校長が、是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば、特別指導を行わずに原クラスへ戻すこと。
	<ul style="list-style-type: none"> a あらかじめ決められた基準に沿い指導期間を明確にして実施すること。 b 前記「4 反省指導を実施するための留意点」を参照のこと。

6 学校を中心として行う反省指導の実施例

学校を中心とした反省指導は、学校が内容や環境を適切に把握して実施でき、学校が反省の実態を把握しにくく形式だけの指導になりがちな家庭での指導と比べて、より効果をあげることができると考えられる。特に、反省が深まらない生徒については、次の例の指導 2 と指導 3 を繰り返して行うこともでき、反省指導の効果を高めることができる。

反省指導の実施例（表 2）

呼 称	指導 1	指導 2	指導 3
指導形態	家庭反省	別室反省	授業参加の反省
場所等	家庭等	学校（別室等）	学校（所属 HR 等）
期 間	1 日～2 日(短く)	2 日～4 日(短く)	5 日～10 日(長く)
指導内容	保護者と生徒が家庭等でじっくりと話す	学習と生活の基礎基本を見直し、徹底させる	生活記録記入、担当者評価、放課後面接などを実施する
出 席	欠席	学校、教科とも出席扱い	学校、教科とも出席扱い
考え方	動機付け	行動化	行動の継続・習慣化
備 考	保護者の理解の上で実施		

第3 自主退学勧告，懲戒による停学・退学について

退学は，生徒の身分に係る重要な措置・処分であり，真に教育的な配慮を持って慎重に的確に行うことが必要である。

このため，自主退学勧告や懲戒による退学は，それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。

1 自主退学に係る基本的な考え方

- (1) 高等学校における自主退学には規定があり，「生徒が，休学又は退学をしようとするときは，校長の許可を受けなければならない。」(学校教育法施行規則第94条)とされている。自主退学は，当該生徒及び保護者が提出した「退学願」を受けて，校長が許可するものである。
- (2) 自主退学は，本来自主的な意思表示に基づくものであり，その勧告が，生徒・保護者に対して「退学願」の提出を強制することにはならない。
- (3) 学校教育法施行規則第26条・広島県立高等学校学則第29条の懲戒による退学処分に相当するとして自主退学を勧告する場合も，その事由を示し，当該生徒の将来を配慮するための勧告である旨の説明をするなど慎重な対応が求められる。

2 懲戒による停学・退学に係る基本的考え方

- (1) 懲戒のうち停学及び退学は，個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導(段階を踏んだ反省指導)を尽くした上で，なお懲戒による停学・退学以外に対応の方法がないと判断した場合にのみ実施できる。
- (2) 懲戒による退学は，学校教育法施行規則第26条，広島県立高等学校学則第29条の懲戒の要件を満たしていることが必要であるが，「改善の見込みがない」ことが大前提である。

懲戒の在り方

- 形式的・機械的な処置であってはならないこと。
- 感情的・報復的な処罰であってはならないこと。
- 不公平・不当な処罰であってはならないこと。
- 安易・無責任な処罰であってはならないこと。

(生徒指導資料第2集「生徒指導の実践上の諸問題とその解明」，文部省より)

3 問題行動に係る自主退学勧告，懲戒による停学・退学の前に必要な生徒指導上の留意点

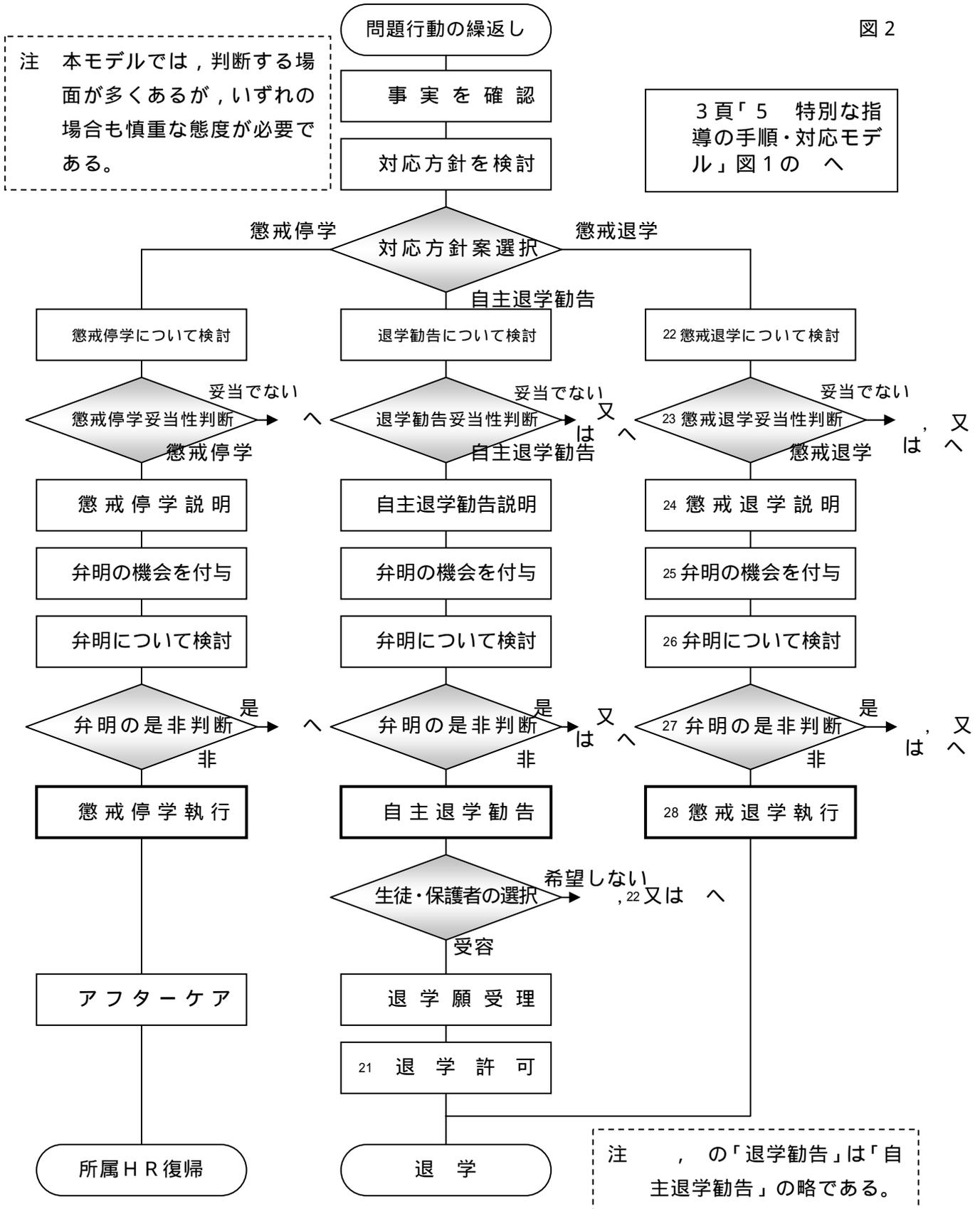
- (1) 積極的にすべきこと
 - ア 当該生徒，関係者から丁寧に事情を聞き，事実を明確にすること。
 - イ 個別の指導経過記録をもとに，これまでの特別な指導を踏まえ，相応の措置，処分を検討すること。
 - ウ 問題行動を起こした生徒について個別に慎重に検討し，自主退学勧告や懲戒を行う以前に反省の機会を与えたり，特別な指導を徹底するなど段階的な教育指導を試みること。
 - エ 問題行動に係る「弁明する機会を与える」ための，場を設定し，趣旨を明確に説明し，期間をおくこと。
- (2) してはならないこと
 - ア 「家庭待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間を作らないこと。
 - イ いたずらに，反省指導の期間を伸ばさないこと。
 - ウ 日付のない退学願を提出させるなど安易な対応を行わないこと。

4 自主退学勧告，懲戒による停学・退学の手順・対応等モデル

問題行動を繰り返す生徒に対する指導について，自主退学勧告，懲戒による停学又は退学を視野に入れた対応を必要とする場合がある。以下のモデルは，自主退学勧告，懲戒による停学及び退学の手順及び対応等を模式的に示したものである。

この場合，学校は，問題行動を繰り返す生徒に対し，教育的な配慮のもとに3頁の特別な指導のモデルを参考にした段階的な指導を尽くしていることを前提としている。

図 2



5 各項目の留意点

(表3-1)

項 目	留意点
事 実 確 認	a 事情は個別に聞くが、できるだけ複数の教員で行うこと。 b すべての事情に矛盾のないように細部まで確認すること。 c 関係者・機関からの情報があれば参考にすること。 d 事実については、当該生徒自身に自書させること。 e 自白を強要したり、体罰等を行わないこと。
対応方針を検討	a 事実に基づいて協議・検討すること。 b 個別の生徒について指導経過を明らかにし、協議・検討すること。 検討内容（非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性） c 対応方針を検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
対応方針案選択	a の協議・検討を参考に、校長が、懲戒停学、自主退学勧告又は懲戒退学を選択すること。 b 公平で公正な判断を行うこと。
懲戒停学について検討	a これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、懲戒による停学以外に方法はないか慎重に協議・検討すること。 b 懲戒停学について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
懲戒停学妥当性判断	a 事前に県教育委員会に相談すること。 b これまでの指導の記録を整理し、指導を尽くしているか、懲戒による停学以外に方法はないか慎重に判断すること。 c の協議・検討を参考に、校長が、懲戒停学又は特別な指導のどちらを実施するか判断すること。 d 公平で公正な判断を行うこと。 e 形式的・機械的、感情的・報復的、不公平・不当、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。 f 判断は、全職員に周知しておくこと。
懲戒停学説明	a 懲戒停学処分に至った経過、理由を明確に説明すること。 b これまで指導して来た経過を全て説明し、特別な指導では、もはや教育効果をあげることはできないことを示すこと。 c 懲戒停学は、一定期間どの学校においても教育を受けられなくなる処分であることを説明すること。
弁明の機会を付与	a 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。 b 生徒・保護者の希望によっては、数日の期間を与えること。
弁明について検討	a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
弁明の是非判断	a 弁明についての協議・検討を参考に校長が、是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば、懲戒停学を行わず特別な指導を行うこと。
懲戒停学執行	a 弁明を非とした判断を、理由・経過共に説明すること。 b 懲戒停学執行に至った経過、理由を再度明確に説明し、これまで指導して来た経過を全て説明し、指導を尽くしたことを示すこと。 c 懲戒停学の期間を明示した文書を提示し執行すること。
アフターケア	所属HRへ復帰するための支援となる指導を行うこと。

(表3-2)

項 目	留意点
退学勧告について検討	a これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、自主退学勧告以外に教育的な指導方法はないか慎重に協議・検討すること。 b 退学勧告について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
退学勧告妥当性判断	a 事前に県教育委員会と相談すること。 b これまでの指導の記録を整理し、指導を尽くしているか、自主退学以外に教育的な指導方法はないか慎重に判断すること。 c の協議・検討を参考に、校長が、特別な指導又は自主退学勧告のどちらを行うか判断すること。 d 公平で公正な判断を行うこと。 e 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。 f 判断は、全職員に周知させておくこと。
自主退学勧告説明	a 自主退学勧告に至った経過、理由を明確に説明すること。 b 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを説明すること。 c 再入学制度について説明すること。 d 自主退学勧告前後に、長期にわたる「自宅待機」など法的に説明のつかない対応を行わないこと。
弁明の機会を付与	a 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。 b 生徒・保護者の希望によっては、数日の期間を与えること。
弁明について検討	a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
弁明の是非判断	a 弁明についての検討を参考に、校長が、是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば、特別な指導を実施し在学を継続させること。
自主退学勧告	a 弁明を非とした判断を、理由・経過共に説明すること。 b 自主退学勧告に至った経過、理由を再度明確に説明した上で自主退学勧告を行うこと。 c 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを再度説明すること。 d 自主退学勧告を容認した場合と拒否した場合の選択肢(特別な指導、懲戒停学又は懲戒退学)を説明すること。 e 生徒・保護者の回答の期限を設定すること。
生徒・保護者の判断	a 生徒・保護者の判断を尊重し、自主退学を強要しないこと。 b 生徒・保護者が自主退学を希望しない場合は、特別な指導、懲戒停学又は懲戒退学を検討すること。 c 自主退学をしない場合の措置又は処分について連絡する期日を設定すること。
退学願受理	退学願を受理し、校長は決裁を行うこと。
21 退学許可	当該生徒及び保護者に退学許可した旨を文書で伝えること。

(表3-3)

項 目	留意点
22 懲戒退学について 検討	<p>a これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、懲戒による退学以外に方法はないか慎重に協議・検討すること。</p> <p>b 懲戒による退学については、広島県立高等学校学則第29条第2項の各号に該当するか慎重に検討すること。</p> <p>一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>三 正当な理由がないのに出席常でない者</p> <p>四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>c 特に懲戒退学を実施する場合は、第1号における「改善の見込みがない」ことが大前提となることを踏まえ、「改善の見込み」について一切の事情を勘案して慎重に検討すること。</p> <p>d 懲戒退学について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。</p> <p>e 判断は、全職員に周知しておくこと。</p>
23 懲戒退学妥当性 判断	<p>a 事前に県教育委員会と相談すること。</p> <p>b これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、懲戒による退学以外に方法はないか慎重に判断すること。</p> <p>c 22での協議・検討を参考に、校長が、特別な指導、懲戒停学、自主退学勧告又は懲戒退学のどれを行うか判断すること。</p> <p>d 公平で公正な判断を行うこと。</p> <p>e 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。</p> <p>f 指導方法の判断は、全職員に周知しておくこと。</p>
24 懲戒退学説明	<p>a 懲戒退学に至った経過、理由を明確に説明すること。</p> <p>b これまで指導して来た経過を全て説明し、指導を尽くしたことを示すこと。</p> <p>c 懲戒退学は、生徒の法律上の権利を剥奪して学校外に排除する処分であり、自主退学と異なることを説明すること。</p> <p>d 再入学制度について説明すること。</p>
25 弁明の機会を付与	<p>a 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。</p> <p>b 生徒・保護者の希望によっては、数日の期間を与えること。</p>
26 弁明について検討	<p>a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。</p> <p>b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。</p> <p>c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。</p>
27 弁明の是非判断	<p>a 弁明についての検討を参考に、校長が、是非を判断すること。</p> <p>b 弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討すること。</p>
28 懲戒退学執行	<p>a 弁明を非とした判断を、理由・経過共に説明すること。</p> <p>b 合わせて、懲戒退学執行に至った経過、理由を再度明確に説明し、これまで指導して来た経過を全て説明し、指導を尽くしたことを示すこと。</p> <p>c 文書を提示し執行すること。</p>
3頁「5 特別な指導 の手順・対応モデル」 図1のへ	重複した処罰的な指導にならないこと。

第4 その他

問題行動を起こした事実が確定しており、特別な指導（反省指導）又は懲戒による停学などの指導方針を決定する期間が必要な場合は、保護者の理解を求めた上で若干の日数に限定して、家庭に留め置く措置を行うことができる。

なお、その日数は、指導方針が決定した後、特別な指導（家庭反省指導）又は懲戒による停学の期間に含めること。